

教育委員会定例会会議録

1 日 時

平成29年10月2日（月）

開会 13時00分

閉会 14時03分

2 場 所

教育委員室

3 出席委員及び欠席委員の氏名

出席委員 廣田恵子教育長、森脇健夫委員、岩崎恭典委員、黒田美和委員、
原田佳子委員

欠席委員 なし

4 出席職員

教育長 廣田恵子（再掲）

副教育長 木平芳定、次長（教職員担当） 浅井雅之、

次長（学校教育担当） 宮路正弘、次長（育成支援・社会教育担当） 辻善典、

次長（研修担当） 山田正廣

教育総務課 課長 長崎敬之

生徒指導課 課長 山口香

子ども安全対策監 小林宏行

教育政策課 課長 辻成尚、主査 松野あゆみ

教職員課 班長 岡村芳成、主査 中西祐司

6 報告題件名

件 名

報告 1 三重県いじめ防止条例（仮称）について

報告 2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について

報告 3 平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果
について

7 審議の概要

・開会宣言

廣田恵子教育長が開会を宣告する。

・会議成立の確認

全委員出席により会議が成立したことを確認する。

・**前回審議事項（9月14日開催）の審議結果の確認**

前回定例会審議結果を確認し、全委員が了承する。

・**議事録署名者の指名**

森脇委員を指名し、指名を了承する。

・**会議の公開・非公開の別及び進行の確認**

会議の進行は、報告1から報告3の報告を受ける順番とすることを決定する。

・**審議事項**

報告1 三重県いじめ防止条例（仮称）について（公開）

（山口生徒指導課長説明）

報告1 三重県いじめ防止条例（仮称）について

三重県いじめ防止条例（仮称）について、別紙のとおり報告する。平成29年10月2日提出 三重県教育委員会事務局 生徒指導課長。

説明は、小林子ども安全対策監から行います。

（小林子ども安全対策監説明）

1 ページをご覧ください。これまで2回の条例検討委員会と、8月の総合教育会議、それから高校生意見交流会であるとか、子ども向けのアンケート、そういったもので出されたご意見や子どもたちの声をふまえて、本条例案の概要と今後の予定等についてご説明をさせていただきます。

まず、いじめは、誰にでもどこでも起こりうるということで、学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるとか、子どもにかかわる全ての大人がいじめに対する意識を高め、学校内外のいじめの防止に取り組む、そして、子どもたちが傍観者になることなく、いじめの問題を主体的に考え、行動することをめざして、「1 条例案の概要」の1から4にありますように、「目的」、「基本理念」、「県等の責務及び各主体に期待する役割」、「いじめの防止等の基本的な対策」の4つを主な構成として現在示しております。

（1）目的は、児童生徒の尊厳を保持するため、いじめの未然防止、早期発見、いじめへの対処のための対策に関し、基本理念を定め、県等の責務を明らかにし、児童生徒が健やかに成長し、安心して生活できる社会をつくるとしております。

（2）基本理念としましては、4つあります。1つ目が、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切にする「多様性を尊重する」ことを理解する。2つ目が、いじめは、学校だけの問題ではなく、社会全体の問題であるという認識で、学校内外のいじめの問題の克服を目指す。3つ目が、学校、家庭、県民、その他関係者等の連携の下、社会総がかりで取り組む。4つ目が、いじめ対策に取り組むことで、全ての県民が「心豊かで安全・安心で快適に生活できる」社会を目指すとしております。

（3）県等の責務及び各主体に期待する役割については、県、学校設置者、学校・教職員の責務、保護者、県民及び事業者、子どもの役割を示すこととしています。

（4）いじめの防止等の基本的な対策では、まず、いじめを早期に発見するための

措置及びいじめの通報や相談体制の充実、それからインターネットを通じて行われるいじめへの対策として、情報モラル教育の充実、それにかかわる啓発、学校相互間の連携協力等を示すとしております。

次に、「2 これまでの取組（平成29年度）」です。（1）の条例検討委員会につきましては、平成29年6月28日と9月4日の2回、開催したところです。

（2）高校生意見交流会は、8月3日に開催し、県内の41校70人の高校生の参加を得まして、いじめの問題について各学校で議論したことをグループ討議し、高校生による行動宣言をまとめました。あるグループでは、あいうえお作文みたいにしてまとめており、「あかいろみかん」という標語をつくり、「あ」挨拶をしよう、「か」声を掛け合う、「いろ」いろいろな人とかかわる、「み」学校生活を見つめ直す、「かん」が、人の気持ちを考えるというような行動宣言をつくってございました。こういうことを学校生活の中で、自分たちの行動とし、いじめを生まない土壌をつくっていきましょうというように考えたものが代表的なものです。

（3）キッズ・モニターアンケートとしましては、8月3日から21日の間で、県のアンケートモニター登録をしている小中高生の子どもたちを対象に実施したところ、248人から回答を得ました。結果については、県のウェブで公開中です。

（4）いじめに関する児童生徒アンケートにつきましては、9月1日から29日の間で、県内の公私立の小中・高等学校の抽出学年の児童生徒を対象に実施したところです。現在、集計中ですので、全体の総数としては、まだわかっておりませんが、9月27日現在1,041人から回答を得ています。最終的には2,000人ぐらいの回答になるかと考えます。3番4番で出ましたアンケートの子どもたちの声につきましては、また別紙のほうで説明をさせていただきたいと思っています。

続いて、「3 今後の予定」ですが、ご覧のようになっています。

それでは、A3の横の別紙の1ページをご覧ください。色つきの部分が、本条例案ということでお示しをしております。構成としましては、一番左に「項目」、そしていじめ防止対策推進法、条例案、そして条例検討委員会での意見であるとか総合教育会議の意見、それから、子どもたちの意見や視点を表にしてあります。目的については、先ほどご説明をさせていただきましたので割愛をさせていただきます。

「2 定義」につきましては、今現在、法と同様に規定をしております。

「3 基本理念」につきましても、先ほど簡単に説明をさせていただきましたので、割愛をさせていただきたいと思いますが、このあたりも右側の条例検討委員会であるとか、総合教育会議の意見、子どもたちの意見を取り入れて、こういう理念を示しております。アンダーラインの引いてあるところは、意見等を取り入れたようなところになります。

「4 いじめの禁止」については、いじめを行ってはならない、傍観することがないように努めるとしてあります。子どもたちのアンケート結果からもわかりますように、自分たちが絶対してはいけないと強く思っている子どもたちが多いです。それから、見て見ぬ振りしないというような意見がたくさんあります。ということで、こういうふうにしてあります。

次の2ページをお願いいたします。「5 ③学校・教職員の責務」、真ん中の欄に

なります。ここについては、児童生徒が一人ひとり、いじめに関する問題を主体的に考え、一人ひとりの違いを理解し、個性を大切に、自己肯定感が育めるよう、未然防止に取り組むとか、あるいは、学校の教職員は、その言動が児童生徒に大きな影響があるということを考えて適切に対処するとか、教職員間の情報の共有、協力体制の構築を行って、学校としては、組織的に対応するというようなことを示しております。このあたりもいろいろご意見をいただいたことであるとか、子どもたちの意見をふまえて、このように構成をしております。

「5 ④保護者の責務（役割）」です。1つ目にありますように、保護者というのは、第一義的に子の教育について責任を有するということと、子どもたちの意見にもありますように、しっかりと話を聞いてほしいという意見がたくさんありました。そういったことを盛り込みまして、「話を聞き、様子を見守り」ということ、それから、しっかり指導してほしいというような意見もありましたので、規範意識を養うというようなことを入れております。そして、いじめを受けた場合には、適切にいじめから保護するというようなことを示しています。

次の3ページをお願いいたします。「5 ⑤県民及び事業者の役割」です。これは、関係者と協力をして、子どもたちが安心して過ごせる環境づくりに努めるであるとか、いじめを発見した場合や、疑いがあると思ったときは、情報提供をする。あるいは、いじめ防止に率先して主体的に行動するというように、県民及び事業者の役割を示しております。ここでも総合教育会議のゲストスピーカーの先生からもありましたように、チーム学校として関係機関等と連携しながら組織的に対応をすることが必要であるとか、あるいは、その中でもありましたが、小山市の「大人宣言」とかというものもありましたので、そういったところを考えまして、地域の大人が、どういった形になるにせよ、主体的にいじめ防止に取り組むということを示していきたいと思っております。

「5 ⑥子どもの役割」です。条例案としては、思いやりであるとか、一人ひとりの違いを理解して個性を尊重していくように努めるとか、傍観することなく、何かあったら相談するというような内容を規定しております。このあたりも、子どもたちのアンケートの中で、見て見ぬ振りをしないと、何かあったら相談するとかいうような意見がたくさん出ましたので、そのように規定しております。

6、7は割愛しまして、「8 学校いじめ防止基本方針」です。学校のいじめ防止基本方針については、法で策定をしなければならないと義務づけられておりますが、ここで改めて定めると記載しておきたいということ、そして、保護者や地域住民の協力を得てということも盛り込んでおきたいと思っております。

それから、2つ目のところにありますように、この方針については、学校評価の項目に位置づけ、その結果を踏まえて、学校の取組の改善を図っていくところ、これは国の基本方針が改定されたときに盛り込まれたところを意識して規定しております。

4ページをお願いいたします。「10 いじめの早期発見のための措置」というところです。学校としては、定期的な調査であるとか面談等を実施して、早期発見に努めるのはもちろんのことですが、県として、より相談がしやすいように相談窓口の充

実に努めていきたいと思っております。このあたりは、条例検討委員会やゲストスピーカーの方、それから子どもたちからもいろいろ相談のことについて、意見が出ました。特にSNS等で相談するというのは、非常に実効性があるというようなご意見や、子どもたちからも24時間相談できるような制度をつくってほしいといった意見もありましたので、こうした規定になっております。

「12 インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進」というところですが、ここについては、インターネットの特性である、流通性や匿名性を踏まえて、情報モラル教育の充実を学校で図っていくということ、それから、子どもたちが自らこういった問題について考えて議論する機会の提供に努めていくということ、そして、監視体制の整備に努めるとか、何かあった場合は、サイト管理者等への削除を要請するというようなことを規定しております。

「13 啓発活動」についてです。必要な啓発を行うのはもちろんですが、県としては、この条例をきっかけに、「いじめ防止強化月間」などを設けながら、毎年取組を継続していきたいと思っております。

「14 学校相互間の連携協力体制の整備」ということで、SNSを使いたいじめ等については、学校を越えていくことがありますので、そういったところを意識して、何かあった場合は、学校相互間の連携協力に努めるという規定をしております。

説明は、以上でございます。よろしく願いいたします。

【質疑】

教育長

それでは、いかがでございましょうか。ご質問等ございましたら。

森脇委員

別紙3ページの一番上の三重県（案）の中に、「主体的に行動する」という言葉があって、大人宣言なんかを意識したものだと思うんですが、主体的に行動するというの中身が、これではちょっとわかりにくいかなと思います。例えば、いじめを許さないとか、私たちはいじめをしないと、もう少し具体的に書いたほうが訴える力があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

子ども安全対策監

いじめを生まないための土壌、大人の土壌づくりであるとか雰囲気づくりとか、直接いじめを防止するために大人としてこうしていこうというようなあたりを少し考えて、この条例の中に、どういった形にできるか検討してみたいと思っております。

岩崎委員

基本的にいじめ防止対策推進法がまずあるから、それを県条例にある意味、落とし込むような形になっているので、一番左側の推進法と三重県（案）が大きく矛盾するものであってはいけなし、残念ながらその枠内にある程度とどまらざるを得ないだろうと。そういう中で、今、森脇委員からもご指摘があったように、いじめ防止対策法のところが空白で、三重県案のところには書き込んであるところというのが、ある意味、三重県らしさの部分になるだろうと。そうすると、3ページの県民及び事業者の役割と子どもの役割というものを今回、書き込むことはすごく大きなことだ

と思っています。

そうすると、同じことを森脇委員の部分で思ったけど、検討しますという話ですから検討していただければと思うんだけど、県民が主体的に行動するのはわかるんですが、もう一つ、事業者の役割といったときに、その事業者というのは、例えば、最近の話でいうと、働き方改革だとは言いませんが、職場でお父さんがいじめられているという、そんな話まで含むような話になるのか。それが子どもに与える影響であるとか、事業者の役割というのが、どの程度までこのいじめ対策の中で書き込めるのかというのは、働きやすい職場の理念のほうに結びついていくんだけど、社会をつくっていく一主体としての企業だから、例えば、企業活動の中でもそうだし、企業の社会的貢献という意味からも、いじめは見逃さないという話があったりとか、いろんな場面は考えられるんですが、ここで事業者の役割がどこまで書き込めるのかというのをご検討いただければと思います。

それから、「5 ⑥子どもの役割」の部分でいうと、私、法律のほうをよく読んでいなかったで、「傍観することなく」という表現は、法律の中になかったですか。
子ども安全対策監

法には言葉としてはないです。

岩崎委員

「4 いじめの禁止」の部分にも、「傍観することがないように」と入れるとすると、いじめの防止といったときに、傍観することなくというのを言っていないという、法律のほうは何となく問題のような気がしますね。

副教育長

言葉は違いますが、放置することなくという表現で、法律に入っています。

岩崎委員

放置は子どもの役割じゃなくて、いじめの禁止のところにある。

副教育長

A3の1ページの「3 基本理念」の法のところ、2つ目の丸のところにあります。

岩崎委員

放置することがないように、認識しながら放置することがないように、これが傍観することなくということになるんですね。この理念のところから形になるのか。この傍観することなくというのを子どもの役割にすることは必要だとは思いますが、子どもたちからもそういう話が出てきているので、重要な項目であることはわかるんですが、具体的に役割として書き込んだときにちょっと子どもたちにとって負荷をかけるような気がするんですね。言わなければいけないことはわかるんですが、ただ、言えない状況だったりする子どもがいたりするし、声を上げた途端、こっちがいじめられるという風潮があるので、なかなか言わないところをどこが突破できるか。そこのところが難しいかなという感想です。

副教育長

ここもまだ条文そのものにはなっていないんですが、おっしゃるとおりで、ほかの県の条例できちんと傍観せずにちゃんと相談をした子どもは、まず守ろうというところを書いてある県もありました。

岩崎委員

公益通報みたいな感じですね。

副教育長

そういうふうにして書いてある県も6県あって、1県ぐらい同じ趣旨でした。委員がおっしゃっていただいたように、この中では、子どもたちの意見の中でも、やっぱり自分たちも勇気を持って行動すべきというのがありましたが、条例には勇気を持ってというのは、多分あまり馴染まないと思います。ただ、一方で、傍観するというのが一番わかりやすい気もしますので、そのあたり、もう少し条文にするときには、よく考えながらしていきたい。

それから、子どもの役割ですので、何々しなければならぬという形は、多分言えないと思いますので、おっしゃるようないろいろな事情があるので、努めるというような形の語尾にならざるを得ないと思います。ここらあたりは、いじめの禁止のところにも、三重県のそれでも同じく「傍観することがないよう努める」というのが少し重なるんですが、そもそものところに入れながら、子どもの役割としても、そこに入れたいというのは、いろいろ高校生や中学生の意見を聞けば聞くほど必要かなど。ただ、あまりそのことによって、逆にいじめを受けたり、非常に負荷がかかることのないようにというのは、おっしゃるとおりだと思いますので、留意したいと思います。

子ども安全対策監

事業者の役割のところでご意見をいただいておりますが、全く子どもにかかわらない事業者もあるし、子どもにかかわる事業者もあるということで、イメージ的には子どもにかかわる事業者、例えば塾であったり、そういったところも含めて、この場はいじめを許さないとかいうような、その場所での取組みたいなものを主体的に示してもらえるとありがたいなというイメージもあって、このように規定をしているわけですが、全然子どもにかかわらない事業者も含めて、検討していきたいというふうにあります。

岩崎委員

事業者も地域社会の構成員だということでしょうね。それでみんなで快適な地域社会、安全・安心で快適に生活できる社会を目指すわけですから、その一主体としての事業者の役割として、地域での子どものいじめは見逃さないということを宣言してもらったり、あるいは、教育に関係するんだったら、それを実践するという、そういうことになるんですかね。

原田委員

子どもの役割の部分で、自分自身を大切にするというのが、すごく言葉として響くところがありまして、いじめは、どちらかという、いじめられると感じられたらいじめですよと念頭に置かれると、いかにいじめを防止するかとか、いかに発見するかというところとともに、いじめられる側が、どうしても集団生活の中にいると、もっと協調を重視されるので、自分の個性というか、そこに存在することに意義があるというみたいなニュアンスの自分自身も大切にするという意味合いを、いじめられる子という、いじめられると感じない感性というか、入れにくさもあると思うんですが、そういうフレーズ、文言も取り入れてもらおうといいのではないかと感じました。

岩崎委員

学校いじめ防止基本方針のところ、ここが大分、学校評価であるとか、そういうものに盛り込んでという、ちょっと細かく書き込んでいますね。これはこれですごくいいと思うんですが。じゃ、さっきの話につながりますが、その評価の結果、本校ではこんないじめがありました。これを防ぐためにこういうふうにしていますというような情報まで地域に発信するわけですね。そうすると、その学校評価の委員会であるとか、あるいは支援本部があれば支援本部とか、そういうような地域の学校を取り巻く様々な主体が、この情報をきっちり受けとめて、自分たちの責務でいじめ防止に邁進するんだと。PDCまでは書き込んだので、次に向かったのアクションの部分を、県民及び事業者の役割ぐらいに振り返るような形で書ければいいのかなというふうにも思いました。

原田委員

子どもを学校に通わせている保護者として、この学校・教職員の責務というところ、保護者の責務というところで、別々に枠が設けてありますが、その両者の共有という共通認識のもと、対立関係にならないように、いかにその両者が共有して、子どもファーストで考えていけるかというところを考えていくと、一個一個それぞれの役割というものとともに、事業者であったり、教職員であったり、保護者であったりがいかに共有していくかというカテゴリーがあってもいいのではないかと思います。いじめの立場は子どもだけではないということもありますが、この教育委員会として、子どもたちがいかに伸び伸びとした、生き生きとした社会で生きていけるかという意味においては、それを守る大人たちは共有する意識が必要ではないかと感じます。

副教育長

そのあたりは、1ページの基本理念のところ、十分に書き込むことができてないと思いますが、中点の3つ目にある、いじめから子どもを徹底して守り通すということが重要で、学校、家庭、地域社会の連携の協力のもと、社会総がかりで取り組むということで、もうちょっと言葉は、今おっしゃっていただいた部分も加えながら、きちっとまず基本理念のところ、押さえるべきかと思えます。

教育長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について (公開)

(辻教育政策課長説明)

報告2 校長及び教員としての資質の向上に関する指標について

校長及び教員としての資質の向上に関する指標について、別紙のとおり報告する。

平成29年10月2日提出 三重県教育委員会事務局 教育政策課長。

1ページをご覧ください。6月に教員育成協議会の委員選定をしたときにもお話をさせていただきましたが、そこにありますように教育公務員特例法の改正により、教

員の資質の向上に関する指標を整備することとなりました。四角の中にあるように、文部科学大臣が必要な指針を先に策定するという一方で、下に簡単に内容を説明してありますが、今年の3月にできています。そして、教育委員会は、その指針を参酌しつつ、校長及び教員の資質の向上に関する指標を定めることとなっています。ここで、この指標策定にかかるこれまでの状況を報告させていただいて、ご意見をいただきたいというのが、本日の趣旨です。よろしくお願いします。

まず、「2 公立の小学校等の校長及び教員としての資質の向上に関する指標の策定に関する指針」として、国の指針の主な内容が書いてあります。(1)として、ふまえるべき基本的な視点ということで、例えば、情報通信技術の発展とか、グローバル化のような社会変化の視点ですとか、②は、多種多様な課題とありますが、例えば、いじめ、不登校、特別な支援を必要とする生徒への対応など、学校を取り巻く状況への変化の視点、③家庭・地域との連携や④各教員等の成長の視点、⑤学校組織の改善の視点、そういうふうな視点をふまえて作成をすることとなっています。

(2)です。今度は指標の内容を定める際の観点ということで、教員等が、次に掲げる①から⑦の事項を修得又は実施し、向上させる観点を持ちながら指標内容を定めることとすることになっています。①として、例えば倫理観や使命感、責任感などの素養、②として、教育課程の編成、方法、技術、③が、学級経営、ガイダンス、カウンセリング、④が、生徒理解、生徒指導、キャリア教育、⑤が、特別な配慮を必要とする児童生徒への指導、⑥学校運営、⑦他の教職員との連携及び協働、そういうことを教員が修得、実施し、向上させる環境を加えるようになっています。

(3)は、成長段階の設定等とありますが、作成にあたっての留意点のようなものです。指標では、教員等の成長段階に応じた資質の向上を目安とするために、複数の成長に関する段階を設けることとなっています。そして、新規に採用する教員に対しては、求める資質を第一の段階として設けることとなっています。必ずしも全ての職ごとに個別の指標を策定することを要するものではなく、複数の職に共通の指標として策定し、そのうちの特定の職に必要な事項について、留意事項を付すことが可能です。校長については、個別の指標を策定することを検討するなど、他の職とは明確に区別できるように留意するとしています。校長はマネジメント力などの部分が必要ですので、校長は別にしなさいということです。そして、各職の特性を踏まえ、必要な事項を加えたり、不必要な事項を除いたりすることができるということで、例えば、養護教諭、栄養教諭については、その専門領域に必要な事項を加えると、また、校長については、教育の方法及び技術、要するに授業をしないので、そういうことについては除くことが考えられるとなっています。

「3 三重県教育ビジョン」では教員の資質向上についてビジョンに書いてある部分を抜き出しました。(1)では、情熱と使命感、課題解決能力、豊かな人間性、ということが書かれていますし、(2)では、「現状と課題」の中から教員の資質能力について抜き出させていただきました。

4 ページ「4 指標の策定にかかるこれまでの検討状況」のところ。「三重県教員育成協議会」を設置しまして、平成29年8月3日に第1回の協議会で審議をしました。また、総合教育会議でも平成29年4月26日に教員の資質向上について審

議いただいたところです。そこで国の指針を参酌しながら、これらの会議での審議内容をふまえて、現在、中間案を作成させていただいています。中間案にはまだ満たないわけですが、その構成についてということで、資料1をご覧ください。11ページからです。資料として、このような形になるかと考えています。横軸には教員の成長段階を置いています。縦軸には必要な資質能力に関する項目を置いています。先ほどありましたように、最初の教職着任時、新採に求めるものを最初に置くことになっています。

そこについての説明で、一番最後の14ページをご覧ください。横置きになっておりますが、そこについて少し詳しく説明をさせていただきます。

横軸は、このように教員の成長段階、ライフステージを書くわけですが、最初の左が、教職着任時、一番最初の段階です。そのほかの複数の段階につきましては、この右の一番下の四角の中にありますが、新採教員の平均年齢ですとか、教員の年齢別構成ですとか、教員研修というのが、初任2、3年次、6年次、11年次ということで、基礎基本を固めて伸ばすという若手教員の育成に注力する形になっていますので、本県では、一番最初の第1ステージ・第2ステージを5年刻み、第3・第4をおおむね10年の刻みという設定として、それぞれ「基礎形成期」、「伸長期」、「充実期」、「発展期」とさせていただきました。

国の指針では校長は別にする事になっていますが、本県では、第1回の協議会で教頭も学校のマネジメントをする管理職としての役割があるじゃないかというご意見がありましたので、教頭・准校長と校長の2つを別の指標とすることを考えています。そして、指導教諭、主幹教諭につきましては、教員の仕事プラス、それぞれに与えられた役割がありますので、その部分を第3、第4ステージのところに追加事項として加えるという形にもっていきます。

4ページに戻っていただきます。下の○のところですが、今、説明しましたように、経験年数に応じて第1から第4の4つの段階に分けました。そして、第1から第4に進むことで、資質能力が積み上がる形で記述をしていきたいと考えています。そして、資質能力によっては、第1と第2、第3と第4をまとめて共通の目標として定めるなどしていきたいと思います。

おおむね第1ステージについては、教職初任者として求められる基本的な内容。第2ステージとしては、創意工夫や他の教員のよいところを取り入れたり、若手教員をサポートするような視点を加えていきたいと、そのような基準にしていきたいと考えています。

第3ステージについては、教員が高い専門性を持つこと、他の教員に指導助言できるという視点を加えた記述としていきたいと考えています。

第4ステージについては、最後の10数年のところですが、学校組織全体を見渡して学校運営に参画できること。他の教員に指導・助言しながら組織全体の向上に資する視点を加えていきたいと。その下の2つの○は、先ほど資料2で説明したので省略させていただきます。

続いて、(2)教員の資質能力のところです。指標の縦軸には、教員に求められる資質・能力を整理しました。そして、その資質・能力ですが、次の○にありますよう

に、「教職を担うにあたり必要とされる素養」という部分と、「教職を担うにあたり必要とされる専門性」という素養と専門性に分けて示しました。

そして、養護教諭、栄養教諭については、専門領域について、留意事項として作成をしました。

ここで、6ページ7ページ、どのような資質能力を示したのかというところですが、まずは「教職を担うにあたり必要となる素養」という部分を、倫理観・コンプライアンス、社会性・コミュニケーション力と、まず、人として求められるという素養の部分、それから、教育的愛情ですとか、学び続ける意欲のように教員として必要な素養という4つの区分に分けました。

それから、次の専門性のところですが、まずは子どもたちを理解することが必要であるという観点に立って、児童生徒理解を最初に置き、非常に大事な部分ですので、授業実践力という形で「計画・実践・改善」と3つに分けて設定しました。

そして、生徒指導、これは個々の教員が個々の生徒に行う指導もありますが、学校で組織的に行う生徒指導というのもありますので、学校組織運営力に続く部分に生徒指導ということを置きます。

そして、学校組織運営力の中で、まずは生徒にかかわる部分もありますので、学級経営・学校運営への参画、危機管理というところ、それから、教員の集団づくりというところでチームワークとか人材育成、そして、外部との連携というのも運営力の一つだと思いますので、家庭・地域社会・関係機関との連携ということ、そして、第1回の協議会の中では、これからの時代の教員は、時間管理をしながら業務を進めることも必要であろうという意見もあったことから、ワーク・ライフ・バランスという項目をそこに設けました。

そして、これからの様々な教育課題への対応力ということで、他県にはあまりこういうことは記していないみたいですが、教育課題への対応力ということで、7ページにグローバル教育、郷土教育、キャリア教育、情報教育、人権教育、特別支援、いじめ不登校、防災教育を特出しして、そういうことへの対応力ということも置きました。

続いて、8ページですが、教頭、校長については、今、述べました教員の第4ステージまでの力を身につけて、さらに管理職として学校経営を行うのに必要となる力ということで、8ページにあるように素養の部分、それから授業力等は必要ありませんので、マネジメント力の部分のあたりを項目として設定しました。

9ページです。養護教諭、栄養教諭の専門領域の2つについては、教員に必要な部分に加えて、専門領域が必要ですので、さらにこの部分を留意事項として加えました。

10ページをお願いします。そのように考えて、11ページが教員の部分で、横軸に成長段階、縦軸に今、申し上げたとおりの順番で資質能力を置き、その交差する部分が、それぞれの段階における到達目標、これはまだ白紙のままですが、そこへ記入されるという形になっています。そして、12ページは校長、教頭の部分、13ページは、養護教諭と栄養教諭に関する留意事項が1ページ目に足される事項となります。

10ページに戻っていただきます。このように今後、中に文言を入れて作成していきますが、この指標の本県の特徴と言えるところを最後に説明させていただきます。まず、最初の○、「教職を担うにあたり必要とされる素養」を項目立てで詳しく分類

し、成長段階に応じた到達目標を示しました。先行している他県の間案もいくつか見ましたが、素養については、簡単に述べてあったり、又は述べてない県もあったりします。本県につきましては、このような素養が必要ではないかということ、今、説明しましたように、人間的な部分と教員的な部分を分けたりして4つに分け、しかも11ページにありますように、四分割はしませんでした。第1ステージ、第2ステージでこれぐらい、第3ステージ、第4ステージでこのようなレベルが求められるのではないかと考えています。

2つ目の○、校長のほかに教頭・准校長、指導教諭、主幹教諭については、求められる資質能力の到達目標を示しました。

3つ目の○、11ページの一番下の部分ですが、社会変化や近年の学校を取り巻く状況の変化を重視して、教員が対応すべき多様な課題とその対応力の目標を「教育課題への対応力」として示しました。これも他県の先行している事例を見ると、東京は若干こういう形を採っていますが、他県ではしていないかと考えています。

最後の○、本県の特長やこれまでの協議を踏まえ、グローバル教育、郷土教育、昨年サミット、ジュニアサミットが行われた、そういうことも考えながら、グローバル教育、郷土教育の観点が必要ではないかということとか、将来、防災への対応が非常に大切になってきて、防災教育の視点、これからの教員は時間管理が必要であるということで、ワーク・ライフ・バランス、そういう本県ならではの視点も項目として盛り込みました。こういうことで少し量は多くなりますが、本県ならではの視点も入れながら、これから中間案の策定を進めていきたいと思えます。

今後のスケジュールですが、その中間案をこれから策定して、10月16日に第2回の協議会で審議、2月5日に最終案を審議して、3月にはこの場で決定していただけるように進めてまいりたいと思えます。

説明が長くなりましたが、以上です。よろしくお願ひします。

【質疑】

教育長

報告2については、いかがでございましょうか。

森脇委員

教員に求める資質能力、6ページです。そこは、専門性のところを見ると、大体大きく2つというか学校組織運営力と、上のほうは、私なりにまとめると、個別的な実践的指導力みたいなことかなと思うんですが、校長、教頭・准校長の方には、その1ページをめくっていただきますと、学校組織運営力というのはありますが、教師の実践的指導力、それに指導するというか、そういうことが要らないのかなと。

例えば、授業を見て回るというようなことを、学調でも週何回行っているかということ聞いていますが、そこでただ見るだけじゃなくて、一言言える力というか、というのは非常に大事なことかなと思うんですね。そういった力をこれから管理職が持っている必要があるんじゃないかと。そのことがこの中に含まれていればいいんですが、あるいは、もう少し個別に取りだして、個別の教員の実践的な指導力を育成するみたいな、あるいはサポートするというような力も管理職にぜひ持ってもらう、教師の

教師みたいな意味合いで持っていただければと思います。

教育政策課長

ありがとうございます。校長、教頭が授業を直接するわけではないので、授業力というものは入れませんでした。例えば、8ページの中で、学校組織の運営の中の真ん中になりますが、チームワーク、人材育成、言葉はまだこれだけでしかないんですが、その中で、例えば、教員の授業力に対する指導とか、学校の生徒の指導に対する人材育成的なことを入れていければという、今のところはそこで考えております。

森脇委員

チームワークとか人材育成というのを学校組織の中での人材育成ではなくて、もう一つ項目を加えていただくというような扱いはできないでしょうか。

教育政策課長

検討させていただきます。

原田委員

お門違いであつたらごめんなさい。教員の資質向上という意味で、教員採用で教師になられた第1ステージがあるならば、その教諭の資質能力の部分の素養の部分においては、人間性というのは、それまで22歳ごろまでに至るまでに養われてくるものがあるとすれば、ゼロステージというのが、すごく要素として人間性の部分では大きいのではないかと思うんですが、それにゼロステージみたいにに入れていくのは、ちょっと的外れなんでしょうか、例えば採用していくにあたり、見るべき人間性みたいな文言とか。

教育政策課長

ゼロステージに当たる部分が、ここでの1ステージなんです。それを見ながら、大学としては、教員になりたい人、なることを志している人を指導していただけたらという感じで書きたいと思っております。

原田委員

ニュアンスとしては、やはり教育委員会としては、その1ステージから必要だと。学校の様子を見てみると、もちろん指導力があつたりとか、そういったことも必要ですが、指導力の根底には、受けとめる側の子どもたちが、その先生に対する人間的信頼性を持っていないと、いくらたくさん知識を持っていらっしやっても、受けとめる側の吸収がすごく発言に力がなく感じる部分もあるので、そういうところにも力を注いで、大学時代の教養であつたり人間性であつたりを見ていくといいのかなと思えました。

教育政策課長

今回のこれにつきましては、教員養成大学などとも討議をして進めていくものから、まさしくこれは教育委員会だけで進めるものではない、教員養成大学とともに進めるということで。

原田委員

その部分を大切にさせていただきたいというのは、前回の教員採用の二次試験などを見させていただいたところの印象なんかも含めて感じているところです。

岩崎委員

これから縦横のマトリックスを埋めていかなければいけないわけですね。ここはど
ういう形で埋めていかれることになるんですか。例えば、着任時に倫理観、コンプラ
イアンスはこうあるべきだというような表現になるんですか。

教育政策課長

その指針の中で示されているのは、こういう項目について修得又は実施、そして向
上させるということで、例えば、こういうことが身につけている、こういうことをし
ている、このようなことができる、表現はいくつかバリエーションがあるかと思いま
すが、それが具体的に読んだ側の教員が、こうでなくてはいけないんだということが
認識できるような表現の文章でなければならないと考えます。

岩崎委員

そうすると、さっきの原田委員の発言と同じですが、例えば、倫理観、コンプラ
イアンスは、第1ステージ・第2ステージで、何らかの形でリニアに発展していくもの
ではないということですね。倫理観やコンプライアンスは、最初に教員になるという
よりも、社会人になる前提としてまずこれがあって、そして、これが例えば研修を受
けて、コンプライアンスの中身も時代の変遷に応じて変わっていくから、時代の変化
に応じたコンプライアンスを勉強しなければならないというぐらいは書けるにして
も、それが、例えば第3ステージになったら要らないというわけではないし、その
書き方は、すごく難しいのではないのかな。

教育政策課長

だからこそ、ステージによっては、第1ステージから第4ステージまで本当に一本
で書いてあるところもあります。

岩崎委員

これを分けていくことによって、すごく書きづらくなるんじゃないのかなと。

教育政策課長

今のところ、ここでは枠を2つに分けてありますが、例えば、後半のほうですと、
自分だけではなく、他の教員にもそういう大切さが指導助言できるという、そういう
他の教員にもいい影響が及ぼせるという視点が入ってくるのではないかと今のとこ
ろ、考えています。

岩崎委員

わかりました。ちょっとずつ文言を変えながら、こういう教員像が求められている
んだというのが読めばわかるような形になっていくと、このような理解でよろしいの
ですかね。わかりました。

校長、教頭・准校長も学び続ける意欲は持っていないといけませんよね。当たり
前ですね。それは森脇委員がさっきおっしゃった話ですが。その学び続ける意欲の内
容が、多分、教員に求める資質能力とはまた違う。教員の教員として教えなくては
いけない。

教育政策課長

第4ステージまでを修得した者が更にという書き方をしたいと思います。

岩崎委員

これって小学校は無理かなと思いますが、中学校だったら教頭、校長も授業を持つ

ということはやってはいけないんですか。

教育政策課長

教頭先生は持っているところも。

岩崎委員

教頭先生は持っている場合は多いですね。校長先生は、小学校の場合にはフルだから、かなりしんどいにしても、中学、高校の場合には、自分の専門としている部分を、あえて授業を持つというのは考えられないことなんですか。

変な話ですが、去年、学長になって全ての授業が免除かなと思ったら、小さな大学だから授業を持たされて、すごくしんどいのですが、やっぱり持っててよかったなと思うことがあって、やっぱり学生がこういうことを考えているんだろう、こういうふうに変わっていつているんだということが把握できて、それで、ほかの先生にも自分も教えているというのが、言い方として言えるんですね。だから、そういうのって、自分の経験に照らしてみると、あってもいいのかなと。それがまさに学び続ける意欲であり、マネジメントのほうに展開していく基盤になるようなことなのじゃないかと。学校現場知らないまま言いました。

教育政策課長

これからの校長、管理職は、本当にたくさん授業を見に行つて、授業の現場をわかつて、様子を見廻りだけではなくて、たくさん生徒の状況を見ながら、どのように指導に言及していくことが非常に求められる時代になってくるかと思っています。

岩崎委員

そうでしょうね。そこで自分はまだ授業を持っていると言えるのはいいことかなと思ったんですね。

教育長

よろしいですか。

—全委員が本報告を了承する—

・審議事項

報告3 平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について (公開)

(岡村教職員課班長説明)

報告3 平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について

平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験第2次選考試験の結果について、別紙のとおり報告する。平成29年10月2日提出 三重県教育委員会事務局 教職員課長。

1ページをご覧ください。本年度行いました平成30年度三重県公立学校教員採用選考試験の結果について、1次試験から全体を通して報告させていただきたいと思えます。

平成29年7月22日に、第1次選考試験が始まりました。結果、申込者数3,12

5人中、受験者数が2,851名、1次合格者として1,180名の合格者を出しました。2次試験は、8月17日から8月30日まで、かなりの長期の期間で実施させていただき、結果、受験者は1,180名の合格者のうち、1,124名の受験で、最終合格者が485名出させていただきました。

次のページが内訳です。小学校が252名、中学校国語が16名、社会23名、数学15名、理科21名、音楽4名、美術5名、保健体育15名、技術3名、家庭2名、英語22名、合計126名。同様に高等学校もそれぞれ教科は省略させていただきますが、合わせて高等学校57名、特別支援学校も小学部と中学高等部の音楽と保健体育で、合計17名、養護教諭が28名、栄養教諭が5名、合計数は485名の内訳として合格者を出しました。

1ページへお戻りください。合格者数の全体は、前年度よりも3名減少しておりますが、1次の選考の受験者数を2次の合格者数で除した合格倍率は、前年度の5.9倍と同様に、全体で5.9倍でした。内訳は、小学校が3.8倍と少し低いですが、そのほかは、5.4倍以上と適正な倍率です。

特別選考ですが、障がい者を対象とした特別選考は、1次が受験者5名中5名全員の合格で、2次も5名受験予定でしたが、1名欠席で4名受験のところ、合格者1名。スポーツ特別選考は3名受験のところ、合格者2名。小学校英語の特別選考は2次で10名の受験予定でしたが、欠席が1名おりまして、9名受験のところ、合格者4名。社会人特別選考Ⅰは2名受験のところ、合格者1名。社会人特別選考Ⅱは2次で15名受験のところ、合格者5名です。教職経験者等を対象とした特別選考Ⅰは、2次で32名受験のところ、合格者23名。特別選考Ⅱは2次で271名受験のところ、合格者が103名でございました。

合格してから、まだほかの県との競合で三重県を辞退するという形もあるかわかりませんが、485名の合格を出したということのご報告をさせていただきます。

以上でございます。

【質疑】

教育長

報告3については、いかがでしょうか。

岩崎委員

小学校の英語特別選考は。

教職員課班長

当初の想定通り10名を採ろうと思っていたのですが、2次の受験者が1名欠席で、9名となりました。さらに、人物の評価と実技等をしっかりさせてもらって、評価がよかったら、たくさん合格させることができたと思うんですが、なかなか基準までいかない方がいらっしまして、半分ほどの4名という形になりました。その空いた部分は、一般で採用させていただいて、合計252名の小学校の合格者数は変えておりません。

教育長

よろしいでしょうか。

—全委員が本報告を了承する—